

港湾調査規則の一部改正（案）

1. 港湾調査の概要

港湾調査は、我が国における港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的として、昭和22年6月に旧統計法（昭和22年法律第18号）第2条の規定に基づき指定（指定統計第6号）され、平成21年4月の新統計法（平成19年法律第53号）の全面施行により、基幹統計とされている。港湾調査を実施するために必要な事項は、港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号）によって定められている。

2. 改正の経緯

「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ）において、ニーズに即した新たな統計の整備を図る一方、既存統計調査を見直し、ニーズの乏しい統計調査を廃止する等、統計調査の整理合理化を進めることとされたこと、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、報告者の負担軽減や統計の品質の維持・向上等の視点に留意しつつ、引き続き既存統計の見直し等を推進するとされたことなどを踏まえ、調査対象港湾を見直すとともに、平成19年から休止している陸上出入貨物調査の廃止等を行うこととした。

基幹統計調査の承認事項を変更しようとする場合は、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく総務大臣の承認が必要であり、総務大臣が当該承認を行う際には同条第2項により統計委員会の意見を聴くこととされている。そのため、変更内容について総務大臣に変更の申請を行い、統計委員会で諮問、審議が行われ「変更を承認して差し支えない」との回答を得たところである。

このため、平成21年10月下旬までに港湾調査規則の一部を改正し、平成22年調査から改正後の内容で調査を行うものである。

3. 改正の概要

以下の事項について、港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号）の一部を改正する。

(1) 調査対象港湾の見直し

調査の効率化及び報告義務者の負担軽減を図るため、①貨物取扱実績等に基づき毎月調査対象とする「甲種港湾」と毎年調査対象とする「乙種港湾」の指定区分の変更、②新規に開港して稼働している港湾の追加、③利用実績が著しく低い港湾の削除、④港湾の統廃合の反映等、調査対象港湾の見直しを行う。

見直しを行う港湾は、別紙参照。

(2) 調査事項の改廃

ア 陸上出入貨物調査の廃止

平成 19 年から休止している陸上出入貨物調査は、従来、港湾と陸上後背地間の貨物の流動等を把握し、全国における港湾の適正配置等の検討に資することを目的として実施されてきたところである。

しかしながら、①現在に至るまで一定の港湾整備が行われるとともに、近年、国際競争力強化の観点から、港湾の量ではなく質的な整備が重要視されるなど、港湾整備を取り巻く状況が変化していること、②近年、調査結果の利用が一部の港湾管理者等に留まっていることなどから、引き続き港湾調査の一部として全国一律に実施する必要性が乏しくなっている。

このため、報告義務者の負担軽減等の観点も考慮し、廃止する。

イ 上屋及び倉庫、貯留場調査の廃止

上屋及び倉庫、貯留場調査は、港湾における貨物の荷捌き、保管等の施設整備の検討に資することを目的として実施されてきたところである。

しかしながら、近年、①物流における在庫管理等のコスト意識の変化やインフラ環境の変化（アクセス道路等の整備）により、臨港地区以外の物流基地における貨物の荷捌きが増加するなど、物流の多様化に伴い港湾における上屋及び倉庫、貯留場の重要性が相対的に低下していること、②調査結果の利用が一部の港湾管理者等に留まっていることなどから、引き続き港湾調査の一部として全国一律に実施する必要性が乏しくなっている。

このため、報告義務者の負担軽減等の観点も考慮し、廃止する。

ウ 調査事項の整理

調査事項としていた鉄道連絡船（鉄道会社が運航）は、調査票の航路名欄に「鉄道連絡」と記載されたものについて、他の船舶と区分して船舶乗降人員等の集計を行ってきたものであるが、唯一の航路であった宮島航路の運航主体が平成 21 年 4 月から変更となり、鉄道連絡船に該当する船舶が存在しなくなったことから、調査事項から削除する。

(3) 集計事項の整理

上記(2)における調査事項の改廃に伴い、関連する集計事項を削除する。

(4) 電磁的記録の保存

都道府県知事から提出される集計表を基に作成した集計用電磁的記録について、保存に関する規定を設ける。

4. 今後のスケジュール（予定）

公 布：平成21年10月下旬

施 行：平成22年1月1日